

厚生年金基金実務基準第2号

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

第I章 財政運営基準の取扱い

第3 財政検証

第4 財政計算

第5 別途積立金

第6 給付改善準備金

第7 承継事業所償却積立金

第8 基金規則第32条の3の3及び第32条の3の4
の取扱い

第9 年金経理から業務経理への繰入れ

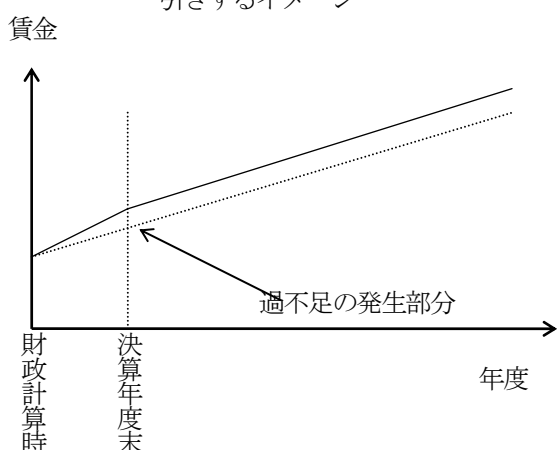
第10 遺族給付金の支給を行う場合の手続き等

第11 障害給付金の支給を行う場合の手続き等

第12 確定拠出年金への移行

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>第3 財政検証</p>	<p>平成25年3月31日以降の財政検証で、改正後の財政運営基準に基づく財政計算を適用後の財政検証において、当実務基準を適用すること。</p> <p>なお、前回改正後の財政運営基準とは、平成22年1月15日付通知『「代行保険料率の算定に関する取扱いについて」等の一部改正について』（年発第0115第1号）第3による改正後の財政運営基準をいう。</p> <p>・第5-5による、給付区分ごとに経理することにより、資産を給付区分ごとに区分する場合(以下、「給付区分特例」という。)であっても、財政検証(継続基準・非継続基準・積立上限額)は、給付区分ごとに行うのではなく、制度全体で行うこと。</p>	<p>ただし、第3-3-(3)ーイについては、平成24年1月31日付通知『厚生年金基金の財政運営について等の一部改正及び特例的扱いについて』（年発0131第2号）の発出日以降の財政検証から適用する。</p>
<p>第3-1-(1) 認識の考え方</p>	<p>※発生主義に関する考え方について</p> <p>・決算年度内に発生した事象により生じる収益・費用については、実際の収入・支出の如何によらず当年度内に計上する。</p> <p>以下に、その原則的取扱いを例示する。財政検証は以下の原則的取扱いにより各費用・収益が設定されていることを前提として実施する。</p> <p>①収益(掛金)</p> <p>・当年度末月までの掛金を収益と認識する。</p> <p>②収益(政府負担金)</p> <p>・下記の給付費に計上した「年金給付」に対する政府負担金を計上する。</p> <p>③費用(給付費)</p> <p>・年度内の脱退者については、受給資格の有無が確認され、給付支払の義務が確実となった時点で給付発生と見なし、費用と認識する。その際、年度内に未払の額は未払給付費に計上する。</p>	<p>(計上について例示)</p> <p>・受給資格を有することが明らかでない脱退者のうち、年度末までに給付額が未裁定の者について給付費を計上する</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ・なお、年金給付において、翌年の支払期月に該当する支払対象月がある場合、該当月分の年金額を費用と認識し、未払給付費に計上する。 ・年金支給開始日を超えた受給待期者の年金額については、原則として支払の如何によらず給付費に計上する。この際、年度末時点で未払の額については未払給付費に計上する。 <p>④費用（移換金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金脱退後、年度末までに当該脱退者の給付が未払で、基金規約に基づき連合会移換者と推計される場合は移換金に計上する。 	<p>場合は、規約に基づき推計される給付額を計上する。</p> <p><年金受給者の取扱い> (例示) 年6回払の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月支払分の支払対象月は前年度2、3月であるので4月支払分の額を未払給付費に計上する
<p>第3-2 資産の評価</p>	<p>固定資産の財政運営上の評価額は時価とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・積立上限額に係る財政検証については、第4-3により評価した財政計算上の評価額とする。
<p>第3-3-(2)-イ 算定基礎 その他の基礎率</p>	<p>「その他の基礎率」についても直前の財政計算において用いたものをそのまま使用すること。</p> <p>○その他の基礎率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給付の額の算定において、給付の再評価又は額の改定を行う場合の、当該再評価及び額の改定に用いる指標の予測。 ・ 予定一時金選択率 ・ 障害発生率 ・ その他財政計算に用いた基礎率 	

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>第3-3-(2)-ウ 算定基礎 将来加入員の数及び加入時の給与の額</p>	<p>○直前の財政計算において用いた予定昇給指数算定方法が第4-4-(2)-オ 予定昇給指数（賞与）の②原則的な取扱い2による場合は、「平均標準給与の額」の「財政検証の基準日における実績」については次のとおり読替える。 「財政検証の基準日における報酬標準給与月額の実績に対して直前の財政計算で用いた予定賞与率を考慮して算出した平均標準給与の額」</p> <p>○直前の財政計算において用いた算定方法が第4-4-(2)-カ 予定新規加入員にある「必要に応じて合理的な方法により将来の加入員数や新規加入員の賃金の変動を見込むこと」によっている場合で、直前の財政計算の基準日における加入員数及び平均標準給与の額に対する割合として見込んでいない場合は、記述内容にかかわらず、直前の財政計算において用いた算定方法の趣旨が損なわれない見込み方によること。</p> <p>(例示)</p> <p><u>新規加入員の賃金の変動を見込んだ場合</u></p> <p>..... 予定された推移</p> <p>_____ 決算年度末で起きた乖離を以後も引きずるイメージ</p> 	<p>第4-4-(2)-カ参照</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>すなわち、当初、 1年後 2年後 $B_x \rightarrow (1+\beta)B_x \rightarrow (1+\beta)^2 B_x \rightarrow \dots$</p> <p>$B_x$……将来加入員の給与見込額 β……計算上見込んだ賃金上昇の変動率 (ベア率)</p> <p>と見込んでいたものが、1年後実績値にずれが生じ$(1+\beta)B_x$から$(1+\beta')$$B_x$となった場合、</p> <p>1年後 2年後 $(1+\beta')B_x \rightarrow (1+\beta')^2 B_x \rightarrow \dots$</p> <p>として、新たなスタート値のみを置き換え、ずれが生じた年度以降は、$(1+\beta)$で再度見込んでいくイメージである。</p>	<p>→β'は、全加入員の平均給与の額の上昇分と一致させる方法の他、新規加入員の賃金実績の上昇分を勘案して決定する方法等もありうる。</p>

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>第3-3-(2)-オ 算定基礎 過去勤務債務の残余償却期間</p>	<p>○弾力償却を行った場合 当該年度決算における過去勤務債務の残余償却年数は、前年度（設立時、変更時）の過去勤務債務の残余償却年数から経過期間を控除し、さらに、弾力償却を行ったことに伴い最長期に対応する規約上特別掛金率（額）を適用したと仮定した場合に比較し増加した掛金額に相当する期間を控除して得た期間（以下「短縮した残余償却年数」という。）とする。</p> <p>(例示)</p> $P(\text{PSL}) \times B \times a(n-t-\Delta) + \Delta P(\text{PSL})$ $= P(\text{PSL}) \times B \times a(n-t)$ <p>ただし、</p> <p>P(PSL) : 規約上特別掛金率（額）＝最長期に対応する規約上特別掛金率（額） $\Delta P(\text{PSL})$: 弾力償却を行ったことに伴い、最長期に対応する規約上特別掛金率（額）を適用したと仮定した場合に比較し増加した掛金額 B : 基準日における給与の額（賞与標準給与については、財政計算時の特別掛金率算定と同様の取扱いとしたもの）あるいは加入員数 a(x) : x年の確定年金現価率 n : 前年度予定償却年数 t : 当年度経過年数 Δ : 弾力償却を行ったことに伴い、最長期に対応する規約上特別掛金率（額）を適用したと仮定した場合に比較し増加した掛金額に相当する期間 n-t-Δ : 短縮した残余償却年数＝当年度決算時残余償却年数</p> <p>・弾力償却を行った場合、その弾力償却を行った年度の翌年度における過去勤務債務の残余償却年数は、最長期に対応する規約上特別掛金率（額）をベースとした、弾力償却によって短縮された年数となる。</p>	<p>・当該年度において適用する規約上特別掛金率（額）を従前の率（額）から変更する場合には、規約変更の認可申請書を変更日の1ヶ月前までに提出する必要がある。</p> <p>・設立事業所ごとに異なる特別掛金を設定して弾力償却を行った場合においても、「短縮した残余償却年数」は、全設立事業所合算の「$\Delta P(\text{PSL})$」に基づいて算定し、制度全体（給付区分ごとに異なる予定償却期間を設定している場合は、当該給付区分単位）で予定償却期間の短縮を行うこととする。</p>
<p>第3-3-(3)-ア 数理債務</p>	<p>数理債務＝基本プラスアルファ部分の総給付現価 －基本プラスアルファ部分の標準掛金収入現価 ＋基本プラスアルファ部分の特例掛金収入現価 ＋加算部分の総給付現価</p>	<p>・左記の特例掛金収入現価は、直前の財政計算において、次回再計算までに発生する積立不足の予想額を計上した場合に発生する。</p> <p>・代行部分の特例掛金収入現</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>－加算部分の標準掛金収入現価 ＋加算部分の特例掛金収入現価</p> <p>・標準掛金収入現価は、規約上の標準掛金と当該規約上の標準掛金の基礎とした数理上の標準掛金のいずれか小さいものを用いること。</p> <p>・ただし、数理上の標準掛金を千分率で切り上げて規約上の標準掛金としている場合（基本プラスアルファ部分について、万分率で切り上げて規約上の標準掛金としている場合を含む）には、規約上の標準掛金を用いることもできる。</p> <p>・基本プラスアルファ部分の総給付現価は、 基本プラスアルファ部分の総給付現価 ＝基本部分全体の総給付現価 －代行年金額から昭和 60 年改正法附則第 84 条第 3 項各号に定める額を控除した額に係る給付現価 －政府負担金現価 として算出することに留意すること。</p>	<p>価がある場合は、左記に加算すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本プラスアルファ部分の数理債務がマイナスとなることは可。 ・制度全体の数理債務がマイナスとなる場合は、制度全体の数理債務＝0 とし、マイナスとなった数理債務に相当する額を特例掛金等収入現価として計上する。 (ただし、掛金率算定上は数理債務はマイナスのまま取り扱い、また、実際に特例掛金を徴収する必要はない。) ・千分率未満を四捨五入した結果、切り上げとなった場合を含むことに留意すること。 ・基本プラスアルファ部分については、千分率で切り上げて 0.5 とすることも含まれる。 ・「代行年金額」とは、法第 132 条第 2 項に係るものをいう。

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>○基本プラスアルファ部分における簡便な算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独自給付部分の実績を把握することが困難であるなど、合理的な評価が困難である場合、もしくは独自給付の影響が軽微であると考えられる場合には、数理債務に独自給付部分の評価を織り込まないことを可とする。 ・基本プラスアルファ部分の数理債務額への影響が軽微な場合は、簡便な方法を用いて算定することも可とする。 <p>○総報酬制に関する原則的な取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総報酬制を導入している場合は、総報酬ベースとする。 ・基本プラスアルファ部分の基準給与を総報酬ベースとした基金にあっては、当該部分の給付現価を基金規約ベースで算定する。 ・基本プラスアルファ部分の基準給与を標準報酬ベースとし、合理的な補正を加えた取扱いも可とする。 	<p>(織り込む場合の例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低積立基準額の算定で用いる一定率 (k) を使用して給付現価を補正 <p>(例示)</p> <p>○移換金給付見込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全員が基金から老齢給付を受給する前提で計算 (移換現価率の予定利率と基金の予定利率とに大きな乖離がない場合) ・連合会移換者の実績を勘案し、全員が65歳支給開始であるものとして計算 <ul style="list-style-type: none"> ・総報酬ベースとは、厚生年金保険本体と同様に、基準給与に賞与標準給与を織り込んだものとするをいう。(この場合、平成15年4月以降計算基準日までの期間の賞与標準給与は実績値を使用する) ・基金規約ベースとは、基準給与を基金規約に基づくものとするをいう。 ・標準報酬ベースとは、基準給与を報酬標準給与月額とすることをいう。 <p>(合理的な補正の例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総報酬ベースに変更した時に、基本部分の上乗せ乗率を給付現価が等価となる水準に変更した基金にあっては、当該変更前の基本上乗せ乗率を使用して算定した基本プラスアルファ部分の給付額。又は、賞与標準給与が報酬標準給与月額の年間累計の一定割合であることを前提として補正した給付額等。 <p>なお、基本プラスアルファ</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>第3-3-(3)-イ 未償却過去勤務債務 残高</p>	<p>○総給付現価及び収入現価の算定においての先日付の制度変更等の織り込みかたについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、財政検証の(作業)時点において認可されている制度変更内容等は、財政検証に織り込むこと ・ただし、 <ul style="list-style-type: none"> ・申請中であってもその内容を織り込むこと 又は、 ・認可がなされていてもその内容を織り込まないこと に合理的であると認められる場合には、原則に従わないことも可とする。 <p>○「未償却過去勤務債務残高」は以下より算定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則的な償却の場合 <ul style="list-style-type: none"> 基準日における給与の額(注) × 規約上特別掛金率(額) × 残余償却年数に基づく現価率 <p>ただし、加入員数の動向や将来の給与水準の変化を見込んで特別掛金を算定している場合は、算定時と同様の方法により未償却過去勤務債務残高を算定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定額償却の場合 <ul style="list-style-type: none"> 規約に定めた1事業年度の特別掛金の総額 × 残余償却年数に基づく現価率 	<p>乗率が0.1%である場合等、影響が軽微な場合は、基本プラスアルファ部分の給付額に補正を行わないことも可とする。</p> <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可はなされていないが、基準日と変更日の間に財政検証日があり、計算処理の連続性の観点から財政検証に変更内容を織り込むことが好ましい場合 <ul style="list-style-type: none"> ・評価損償却掛金収入現価を設定している場合は、当該現価を含む。 ・第4-4-(5)-イの特例掛金を設定している場合は、当該現価を加算する。 <p>(注) 基準日における給与の額(賞与標準給与については、財政計算時の特別掛金率算定と同様の取扱いとしたもの)あるいは加入員数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政計算時に見込んだ増減率などの前提を変更することは不可。

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>・ 定率償却の場合 前年度末未償却過去勤務債務残高 (※) $\times (1+i)$ － 前年度末未償却過去勤務債務残高 \times 償却割合 $\times (1+i)^{\frac{1}{2}}$ (i : 予定利率)</p> <p>(※) 前年度末基準において財政計算を行っている場合は、当該財政計算によって算定された未償却過去勤務債務残高とする。</p> <p>定率償却について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期中で掛金変更を行っている場合、あるいは当該事業年度が別の償却方法による償却を行っている場合においては、上記算式の控除部分の式にかかわらず、理論的に見込める額を使用する。 ・ 前年度末未償却過去勤務債務残高が当該事業年度の標準掛金の総額以下となると見込まれ、かつ当該事業年度において当該未償却過去勤務債務残高の全部を償却する場合は、上記算式にかかわらず当該事業年度末の未償却過去勤務債務残高は0とする。 ・ 上記算式により算定して結果がマイナスとなった場合は、未償却過去勤務債務残高は0とする。 <p>・ 段階引上げ償却の場合</p> <p>B : 基準日における給与の額(賞与標準給与については、財政計算時の特別掛金率算定と同様の取扱いとしたもの)あるいは加入員数</p> <p>P(PSL) : 基準日の翌日に適用される規約上特別掛金率(額)</p> <p>$\Delta Pt(PSL)$: 基準日の翌日からt年後の規約上特別掛金率(額)－(t-1)年後の規約上特別掛金率(額)</p> <p>n : 残余償却年数</p> <p>a(x) : x年の確定年金現価率</p> <p>v : $1/(1+\text{予定利率})$</p> <p>未償却過去勤務債務残高 = $B \times P(PSL) \times a(n) +$ $\sum_t B \times \Delta Pt(PSL) \times a(n-t) \times v^t$</p>	<p>・ この方式によると、定率償却開始時に先の償却スケジュールが決定される。</p> <p>・ 実際の拠出額との差は、その年度の財政上の過不足として認識される。</p> <p>第4-4-(7)-ウ参照</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>第3-4 責任準備金</p>	<p>○直前の財政計算において、次回再計算までに発生する積立不足の予想額を計上した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前記「未償却過去勤務債務残高」に特例掛金収入現価を加算する。 ・特例掛金収入現価は、規約上特例掛金率及び当該特例掛金の残余償却年数に基づく現価率を使用して算出する。 <p>○責任準備金 責任準備金 = 責任準備金（プラスアルファ部分） + 最低責任準備金 + 最低責任準備金調整額</p> <p>○責任準備金（プラスアルファ部分） 責任準備金（プラスアルファ部分） = 数理債務 - 未償却過去勤務債務残高</p> <p>○最低責任準備金調整額 最低責任準備金調整額 = 最低責任準備金 $\times \{ (1 + A)^{9/12} \times (1 + B) \div 1.0723 - 1 \}$</p> <p>A：前事業年度の厚生年金運用利回り B：当該事業年度の厚生年金運用利回り</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・未償却過去勤務債務残高には、代行部分に設定した特別掛金による額も含む。 ・責任準備金（プラスアルファ部分）が負値となることは可。

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>第3-6-(1)-① 最低保全給付</p> <p>ーア</p> <p>ーイ</p> <p>ーイー (ア)</p>	<p>○「基準日」とは、財政検証日のことをいう。</p> <p>○基準日において年金受給者又は受給待期脱退者である者</p> <p>①基本部分 基準日現在の基金規約に基づく基本部分年金額</p> <p>②加算部分 (i)年金受給者 基準日において裁定済みの加算部分年金額</p> <p>(ii)受給待期脱退者 基準日現在の基金規約に基づく加算部分年金額</p> <p>○基準日において加入員である者</p> <p>・最低保全給付は「A標準退職年齢を用いる方法」(第3-6-(1)-①-イ-(ア)の方法)、「B基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合の給付を用いる方法」(第3-6-(1)-①-イ-(イ)の方法)、又は「これらに準ずる方法」によるものとし、あらかじめ規約に定める。</p> <p>・「これらに準ずる方法」とは上記「A標準退職年齢を用いる方法」及び「B基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合の給付を用いる方法」を組み合わせる方法をいう。組み合わせるにあたっては、方法が異なることにより発生する最低積立基準額の乖離に十分留意すること。</p> <p>・最低保全給付の決定(各方法の選択及びBにおける「加入員の年齢に応じて定めた率」の決定)は基金が主体的に行うものとする。</p> <p>A標準退職年齢を用いる方法</p> <p>・「標準的な退職年齢(以下「標準退職年齢」という)」について</p> <p>・標準退職年齢は、基金が決定することとなるが、年金数理人は、基金より意見を求められた場合には、次の諸点を参考に意見を述べることに。</p> <p>・妥当と判断される標準退職年齢としては、次のようなものが考えられること。</p> <p>ア. 母体企業に定年制がある場合、その定年年齢。 なお、定年年齢が複数存在する場合は、過去3ヶ年間の実績脱退者数が最多となる年</p>	<p>・基準日において加入員か受給者等かの区分は、給付区分(加算部分でグループ区分を採っている場合を含む)毎に取り扱う。</p> <p>・退職時裁定者で全額支給停止の者は、受給待期脱退者として取り扱う。</p> <p>(例示)</p> <p>・基本部分はAにより、加算部分はBによる。</p> <p>・年金給付はAにより、一時金給付はBによる。</p> <p>・加入員については、加入期間、年齢及び性別によるグループ計算を原則とする。なお、加算部分のグループ計算における男女別等の取扱いは、通常の財政計算の取扱いに準じて行う。</p> <p>・加算部分については、退職年齢を加算適用を終了する年齢とみなして判断すること。 (ただし、加算適用終了以降、基金の加入員であるか否か</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>— a</p> <p>— b</p>	<p>齢若しくは基金の支給開始年齢以下の最も高い定年年齢とする。</p> <p>イ. 次の算式で計算される年齢。</p> $60 + \left(\sum_{x=61}^{\infty} L_x \right) / L_{60}$ <p>L_x : 予定脱退率から得られる x 歳の予定残存者数</p> <p>ウ. その他合理的な理由が存在する年齢。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準退職年齢を厚生年金本体の平均支給開始年齢を超える年齢に設定する場合には、過去の実績退職年齢及びその将来見通しと照らし合わせて、齟齬が生じないように十分配慮する必要があること。 ・標準退職年齢は、給付区分ごとに決めることが出来る。 なお、同一給付区分内での標準退職年齢の複数使用は不可とする。 ・標準退職年齢の変更は原則として次の場合に限り、変更にあたっては厚生労働省の認可が必要となる。（規約変更を伴うため） <ul style="list-style-type: none"> ・定年年齢の変更を行った場合。 ・その他実績退職年齢が大幅に変動する等合理的な理由がある場合。 <p>○最低保全給付は、 最低保全給付＝標準給付×按分率 によるため、標準給付算定における加入期間に応じた係数が、按分率の分母値と相殺される。よって、最低保全給付は以下のとおり整理して算定するものとする。</p> <p>①基本部分 標準給付算定における加入期間に応じた係数、及び按分率算定における加入期間に応じた定まる係数を、 給付乗率×加入期間月数 とみなして算定する。 (すなわち、基準日において脱退したものと</p>	<p>により据置率の掛かり方が異なる場合等については配慮すること)</p> <p>(例示) 過去3年間の脱退実績において特定の高年齢における脱退が顕著に現われており、その脱退事由に継続性が認められる等</p> <p>(例示) 基本部分・・・62歳、 加算部分・・・60歳 ・給付区分は、基本(男、女)・加算の区分及び加算部分でのグループ区分をいう。</p> <p>(例示) 再計算作業の際、過去の退職実績に大幅な変動が見受けられ、この実績に基づき標準退職年齢を見直すことを基金が要請する場合</p> <p>・給付乗率を含めないと、一定以上の加入期間で給付乗率を上昇させる制度設計の場合、按分率を乗じた</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>— a</p> <p>②加算部分</p> <p>(ア) 加入員のうち年金受給資格者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準日における年齢が標準退職年齢以上の者 基準日に自己都合脱退した場合の基金規約に基づく加算部分年金額 ・ 基準日における年齢が標準退職年齢未満の者 基準日に自己都合脱退した場合の基金規約に基づく加算部分年金額 ÷ 基準日における年齢から標準退職年齢までの期間で計算した基金規約上の据置乗率 (規約によっては、据置乗率が区分されていないケースもあるが、上式は標準退職年齢から規約上の支給開始年齢までについては据置率による影響が加味されていることを求めているものである) <p>— b</p> <p>(イ) 加入員のうち一時金受給資格者 基準日に自己都合脱退した場合の基金規約に基づく加算部分一時金額</p> <p>(ウ) その他の者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連合会基金規約に基づく基本加算年金相当額の受給資格者 基本加算年金相当額 	<p>みなして、a、bの区分無しに計算を行った最低保全給付と同額となる)</p> <p>総報酬制に対応して、平成15年4月1日前後で基準給与が変更となる場合、当該変更日前後で「給付の型」が異なるものと整理し、前後で別々の最低保全給付を算定する。(その場合、当該変更日前の期間では「按分率=1」と考える。)</p> <p>なお、将来期間に係る代行支給義務の免除を受けている基金にあっては、代行年金額と上乗せ年金額に分けて算定するものとし、代行年金額に係る按分率算定においては支給義務免除前の加入期間月数を用いる。ただし、当該基金で影響が軽微と認められる場合には、財政検証時の最低保全給付算定にあたって将来期間に係る代行支給義務の免除がなかったものとして算定することも可とする。</p>	<p>結果に不具合が生じるため、この点を加味したものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「代行年金額」とは、法第132条第2項に係るものをいい、「上乗せ年金額」とは基本部分年金額から代行年金額を控除したものをいう。 ・ 基準日における年齢及び標準退職年齢が規約上の支給開始年齢を超えており、据置乗率が掛からない場合は、左記において除する値を「1」とする。

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>イー (イ)</p>	<p>B基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合の給付を用いる方法</p> <p>○最低保全給付は基準日時点で退職したとした場合に給付される額×基準日の翌日における加入員の年齢に応じて定めた率となる。</p> <p>「加入員の年齢に応じて定めた率」の決定にあたって、年金数理人は基金より意見を求められた場合には、次の諸点を参考に意見を述べること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給開始年齢に達した者は「1」となるように設定すること ・残余財産の分配に使用することに配慮し、代議員会等で十分検討のうえ、決定する必要があること ・率の設定方法によっては、年金と一時金の最低積立基準額に乖離が発生する可能性があること ・年金と一時金の最低積立基準額の乖離を無くす方法としては、一時金に割引現価率を乗ずる方法が考えられること（備考欄①参照） 	<p>・「加入員の年齢に応じて定めた率」について、年金、一時金の受給資格に応じて異なる率を定めることも可</p> <p>(加入員の年齢に応じて定めた率の例示)</p> <p>①一時金を割引いた額を最低保全給付とする場合 年金は1、一時金は定年からの割引現価率（制度の据置乗率の逆数）</p> <p>②加入期間を基準とする方法 年金、一時金とも（基準日における年齢－加入年齢）／（最終年齢－加入年齢）と設定する。 X歳の率＝$(X - X_e) / (X_r - X_e)$ X：基準日における年齢 X_e：加入年齢 X_r：最終年齢</p> <p>③給与モデルを基準とする方法 年金、一時金とも予定昇給率（指数）を用いて設定する</p> $X \text{ 歳の率} = \frac{\sum_{y=X_e}^X b_y}{\sum_{y=X_e}^{X_r} b_y}$ <p>b_y：y歳の予定昇給率 又は X歳の率＝B_x / B_{X_r} B_x：x歳の予定昇給指数</p> <p>④年齢群団別に設定する方法 年金、一時金とも 60歳：1 50歳以上60歳未満：0.9 40歳以上50歳未満：0.8 30歳以上40歳未満：0.7 20歳以上30歳未満：0.6</p> <p>⑤年齢で定まる関数で設定する方法</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>①基本部分</p> <p>(平均標準給与×給付乗率×加入期間月数) * ×基準日の翌日における加入員の年齢 に応じて定めた率</p> <p>*：総報酬制に対応して、平成 15 年 4 月 1 日前後で基準給与が変更となる場合、 () 内は当該変更日前後で別々に算定 した後、合算する。</p> <p>なお、将来期間に係る代行支給義務の免除を 受けている基金にあつては、代行年金額と上 乗せ年金額に分けて算定するものとし、代行 年金額の算定においては支給義務免除前の 加入期間月数を用いる。ただし、当該基金で 影響が軽微と認められる場合には、財政検証 時の最低保全給付を算定するにあたって将 来期間に係る代行支給義務の免除がなかつ たものとして算定することも可とする。</p> <p>②加算部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入員のうち年金受給資格者 基準日に自己都合脱退した場合の基金規 約に基づく加算部分年金額×基準日の 翌日における加入員の年齢に応じて定め た率 ・加入員のうち一時金受給資格者 基準日に自己都合脱退した場合の基金規 約に基づく加算部分一時金額×基準日の 翌日における加入員の年齢に応じて定め た率 	<p>最終年齢が 60 歳であ れば $0.025x - 0.5$ で 率を設定する。 x：基準日の翌日にお ける加入員の年齢</p> <p>⑥最低保全給付の算定に用い る「給付の再評価に用いる 指標の予測（再評価率）」 を用いる方法（キャッシュ バランスプランの場合） 「$1 / (1 + \text{再評価率})$」^{規約上} の支給開始年齢－現在年齢」を「加入 員の年齢に応じて定めた 率」とする旨規約に定め る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「代行年金額」とは、法第 132 条第 2 項に係るものを いい、「上乗せ年金額」と は基本部分年金額から代 行年金額を控除したもの をいう。 ・据置乗率を定めて据置期間 に応じて年金額を加算す ることとなっている場合 には当該加算は考慮しな いものとする。

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の者（連合会基金規約に基づく基本加算年金相当額の受給資格者） 基本加算年金相当額×基準日の翌日における加入員の年齢に応じて定めた率 	
<p>第3-6-(1)-②</p> <p>(ア)</p> <p>(イ)</p>	<p>○給付改善等を行った場合に最低保全給付から控除できる額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「給付の算定基礎に基金設立前の期間を含めた場合又は給付改善した場合若しくは確定給付企業年金法附則第26条第1項の規定に基づき適格退職年金契約に係る給付の支給に関する権利義務を承継した場合にあって規約で定めるもの」について。 ・過去勤務債務の未償却分に相当する給付本来的には控除の対象となる個々の加入員について把握するものであるが、個人別の把握が困難なため、財政検証時において基金における最低積立基準額を算出する過程においては、控除前の最低保全給付に基づく最低積立基準額合計額から最低保全給付から控除できる額の現価を差し引く手順を踏むことで可とする。 ・給付改善等により増加する給付の額に、給付改善以降基準日までの年数に応じて定める額 控除前の最低保全給付から当該控除できる額を控除して最低積立基準額を計算するのが原則であるが、財政検証において最低積立基準額を算出する過程においては、控除前の最低保全給付に基づく最低積立基準額合計額から最低保全給付から控除できる額の現価を差し引く手順を踏むことも可とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「給付改善等」：給付の算定基礎に基金設立前の期間を含めた場合又は給付改善した場合。 ・最低保全給付にかかる未償却分の控除額を、個々の加入員について把握する場合を例示すると次のとおりとなる。 (例示) 最低保全給付（注1） ×規約に定める控除の対象となる過去勤務債務の未償却分の合計（注2） ÷加入員にかかる最低積立基準額の合計 (注1) 加入員にかかるもの (注2) $S \times \text{加入員にかかる最低積立基準額} \div \text{全体の最低積立基準額}$ Sについては第3-6-(2)後段参照 ・「最低保全給付から控除できる額の現価」の計算方法については第3-6-(2)後段参照

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>第3-6-(2) 最低積立基準額の算定 —ア</p>	<p>○給付の額の算定において、給付の再評価又は額の改定を行う場合の最低保全給付の算定における当該再評価及び額の改定に用いる指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 再評価等に用いる指標は規約に定めるものとする。 <p>○以下で使用する算式における記号の説明（共通）</p> <p>j : 「厚生年金基金令第39条の3第3項に規定する予定利率及び予定死亡率を定める件（告示）」に示す予定利率</p> <p>r : 標準支給開始年齢</p> <p>s : 規約上の支給開始年齢</p> <p>s' : 老齢厚生年金の支給開始年齢</p> <p>x : 計算基準日現在の年齢</p> <p>τ : 標準退職年齢</p> <p>k : s' =60 の場合 $0.875 (x \leq 60)$ $0.900 (x =61)$ $0.925 (x =62)$ $0.950 (x =63)$ $0.975 (x =64)$ $1.000 (x \geq 65)$</p> <p>s' =61 の場合 $0.900 (x \leq 61)$ $0.925 (x =62)$ $0.950 (x =63)$ $0.975 (x =64)$ $1.000 (x \geq 65)$</p> <p>s' =62 の場合 $0.925 (x \leq 62)$ $0.950 (x =63)$ $0.975 (x =64)$ $1.000 (x \geq 65)$</p> <p>s' =63 の場合 $0.950 (x \leq 63)$ $0.975 (x =64)$ $1.000 (x \geq 65)$</p> <p>s' =64 の場合 $0.975 (x \leq 64)$ $1.000 (x \geq 65)$</p>	<p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> 直前の財政計算の基準日において規約に定める再評価等に用いる指標の過去〇年間の平均値を用いる 加算年金の額の改定に用いる指標の下限として規約に定める率を用いる（設立認可基準取扱要領第2-4(6)③りにより額改定を行っている場合） <p>・「標準支給開始年齢」 標準支給開始年齢は次のように定義する。</p> <p>標準支給開始年齢＝ Max（標準退職年齢、基金規約上の支給開始年齢）</p> <ul style="list-style-type: none"> 在職等による支給停止の状況に関して有為な統計がとれるまでの間は左記の率を使用する。 当該算定式の変更は原則として平成17年度財政検証から適用するが、平成18年度には0.875（政府負担金の算定に用いる在職等による支給停止を考慮するために乗じる率）が変更となる可能性もあることから、平成17年度財政検証においては変更前の方法とすることも可とする。 当該算定式の変更により最低積立基準額が減少することとなっても、給付減額とはみなされない。

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>$s' = 65$ の場合 1.000</p> <p>A標準退職年齢を用いる方法</p> <p>①基本部分（プラスアルファ部分）</p> <p>[基本部分における共通の記号]</p> <p>a_x^j : 「厚生年金基金令第39条の3第3項に規定する予定利率及び予定死亡率を定める件（告示）」に示す予定利率及び予定死亡率で計算された終身年金現価率（*年据置終身年金現価率（${}_x a_x^j$）の場合も同様に扱う）</p> <p>(i)年金受給者 ($x \geq s'$ の場合) 最低保全給付 $\times a_x^j$ 一代行年金額 $\times a_x^j \times k$</p> <p>($x < s'$ の場合) 最低保全給付 $\times a_x^j$ 一代行年金額 $\times {}_{s'-x} a_x^j \times k$</p> <p>(ii)受給待期脱退者 ア. 基準日における年齢が規約上の支給開始年齢以上の者 ($x \geq s'$ の場合) 最低保全給付 $\times a_x^j$ 一代行年金額 $\times a_x^j \times k$</p> <p>($x < s'$ の場合) 最低保全給付 $\times a_x^j$ 一代行年金額 $\times {}_{s'-x} a_x^j \times k$</p> <p>イ. 基準日における年齢が規約上の支給開始年齢未満の者</p>	<p>・ 在職老齢年金受給者については、現価率の設定に配慮する等、合理的に算定すること。（加算部分も同様） (例示) 財政計算における見込みかたに準ずる等</p> <p>・ 年金現価率は年6回払いのものを使用すること。</p> <p>・ 「代行年金額」とは、法第132条第2項に係るものをいう。</p> <p>・ 低在老との併給調整範囲を被保険者まで拡大し、国並みに支給停止している基金では、$K=1$ とすることができる。（当該基金が $K=1$ として算定式を変更することは、給付減額には当たらない。）</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>最低保全給付 $\times \frac{a_x^j}{s-x}$</p> <p>一代行年金額 $\times \frac{a_x^j}{s'-x} \times k$</p> <p>(iii) 加入員</p> <p>ア. 基準日における年齢が標準支給開始年齢以上の者 ($x \geq s'$ の場合)</p> <p>最低保全給付 $\times a_x^j$</p> <p>一代行年金額 $\times a_x^j \times k$</p> <p>($x < s'$ の場合)</p> <p>最低保全給付 $\times a_x^j$</p> <p>一代行年金額 $\times \frac{a_x^j}{s'-x} \times k$</p> <p>イ. 基準日における年齢が標準支給開始年齢未満の者 ($x \geq s'$ の場合)</p> <p>最低保全給付 $\times \frac{a_x^j}{r-x}$</p> <p>一代行年金額 $\times a_x^j \times k$</p> <p>ただし、$\frac{a_x^j}{r-x} < a_x^j \times k$ となる年齢については、次の算式を用いて計算するものとする。</p> <p>(最低保全給付一代行年金額) $\times \frac{a_x^j}{r-x}$</p> <p>($x < s'$ の場合)</p> <p>最低保全給付 $\times \frac{a_x^j}{r-x}$</p> <p>一代行年金額 $\times \frac{a_x^j}{s'-x} \times k$</p> <p>ただし、$\frac{a_x^j}{r-x} < \frac{a_x^j}{s'-x} \times k$ となる年齢については、次の算式を用いて計算するものとする。</p> <p>(最低保全給付一代行年金額) $\times \frac{a_x^j}{r-x}$</p>	
	<p>②加算部分</p>	<p>・加算部分が加入員拠出に基づいて設計されている給付（例えば、支給率が加入員拠出金の額に基づいて設計されている場合等。以下、加入員拠出に基づく給付という。）を含む場合、加入員について、規約に定めている場合は例えば次の通りにすることができる。</p> <p>①一時金受給資格者</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>[加算部分における共通の記号]</p> <p>$a_{x }^j$: 「厚生年金基金令第39条の3第3項に規定する予定利率及び予定死亡率を定める件(告示)」に示す予定利率、予定死亡率及び(基金)規約上の給付設計に基づいて計算されたn年据置終身年金現価率(*年確定年金現価率($a_{* }^j$))の場合も同様に扱う)</p> <p>* : (基金規約による)保証[残余]期間</p> <p>(i)年金受給者</p> <p>最低保全給付 $\times (a_{* }^j + a_x^j)$</p> <p>(ii)受給待期脱退者</p> <p>ア. 基準日における年齢が規約上の支給開始年齢以上の者</p> <p>最低保全給付 $\times (a_{* }^j + a_x^j)$</p> <p>イ. 基準日における年齢が規約上の支給開始年齢未満の者</p> <p>最低保全給付 $\times (v^{(s-x)} \times a_{* }^j +$</p>	<p>加算部分の最低積立基準額 < 加入員拠出に基づく給付金額のとき</p> <p>加算部分の最低保全給付 = 加入員拠出に基づく給付 = 加算部分の最低積立基準額</p> <p>②年金受給資格者</p> <p>加算部分の最低積立基準額 < 加入員拠出に基づく給付の選択一時金額 のとき</p> <p>加算部分の最低保全給付 = 加入員拠出に基づく給付、加算部分の最低積立基準額 = 加入員拠出に基づく給付の選択一時金額</p> <p>・例えば給付設計が、逓増年金等であれば、その要素を年金現価率に加味させる。</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p style="text-align: center;">${}_{s+* - x} a_x^j$)</p> <p>(iii) 加入員のうち年金受給資格者 ア. 基準日における年齢が標準支給開始年齢以上の者</p> <p style="text-align: center;">最低保全給付 $\times (a_{* }^j + {}_{* } a_x^j)$</p> <p>イ. 基準日における年齢が標準支給開始年齢未満の者</p> <p style="text-align: center;">最低保全給付 $\times (v^{(r-x)} \times a_{* }^j +$ ${}_{r+* - x} a_x^j)$</p> <p>(iv) 加入員のうち一時金受給資格者</p> <p style="text-align: center;">最低保全給付 $\times v^{(\tau-x)}$</p> <p style="text-align: center;">$v : 1 / (1 + j)$</p> <p>(v) その他の者 ・ 連合会基金規約に基づく基本加算年金相当額の受給資格者</p> <p>ア. 基準日における年齢が標準支給開始年齢以上の者</p> <p style="text-align: center;">最低保全給付 $\times (a_{* }^j + {}_{* } a_x^j)$</p> <p>イ. 基準日における年齢が標準支給開始年齢未満の者</p> <p style="text-align: center;">最低保全給付 $\times (v^{(r-x)} \times a_{* }^j +$ ${}_{r+* - x} a_x^j)$</p>	<p>・ 基準日における選択一時金額との丈比べについては、財政検証時では行わないことも可とする。</p> <p>式において、 $\tau - x < 0$ の時は、 $\tau - x = 0$ とみなす。</p>
	<p>B基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合の給付を用いる方法</p> <p>①基本部分（プラスアルファ部分）</p> <p>[基本部分における共通の記号]</p>	

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>a_x^j : 「厚生年金基金令第39条の3第3項に規定する予定利率及び予定死亡率を定める件(告示)」に示す予定利率及び予定死亡率で計算された終身年金現価率(*年据置終身年金現価率($*a_x^j$))の場合も同様に扱う)</p> <p>(i)年金受給者 $(x \geq s')$ の場合 最低保全給付 $\times a_x^j$ 一代行年金額 $\times a_x^j \times k$</p> <p>$(x < s')$ の場合 最低保全給付 $\times a_x^j$ 一代行年金額 $\times {}_{s'-x}a_x^j \times k$</p> <p>(ii)受給待期脱退者 ア. 基準日における年齢が規約上の支給開始年齢以上の者 $(x \geq s')$ の場合 最低保全給付 $\times a_x^j$ 一代行年金額 $\times a_x^j \times k$</p> <p>$(x < s')$ の場合 最低保全給付 $\times a_x^j$ 一代行年金額 $\times {}_{s'-x}a_x^j \times k$</p> <p>イ. 基準日における年齢が規約上の支給開始年齢未満の者 最低保全給付 $\times {}_{s-x}a_x^j$ 一代行年金額 $\times {}_{s'-x}a_x^j \times k$</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在職老齢年金受給者については、現価率の設定に配慮する等、合理的に算定すること。(加算部分も同様) (例示) 財政計算における見込みかたに準ずる等 ・ 年金現価率は年6回払いのものを使用すること。 ・ 「代行年金額」とは、法第132条第2項に係るものをいう。 ・ 低在老との併給調整範囲を被保険者まで拡大し、国並みに支給停止している基金では、$k=1$とすることができる。(当該基金が$K=1$として算定式を変更することは、給付減額には当たらない。)

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>(iii)加入員</p> <p>ア. 基準日における年齢が規約上の支給開始年齢以上の者</p> <p>($x \geq s'$ の場合)</p> <p>最低保全給付 $\times a_x^j$</p> <p>一代行年金額 $\times a_x^j \times k$</p> <p>($x < s'$ の場合)</p> <p>最低保全給付 $\times a_x^j$</p> <p>一代行年金額 $\times {}_{s'-x}a_x^j \times k$</p> <p>イ. 基準日における年齢が規約上の支給開始年齢未満の者</p> <p>最低保全給付 $\times {}_{s-x}a_x^j$</p> <p>一代行年金額 $\times {}_{s'-x}a_x^j \times k$</p> <p>②加算部分</p>	<p>加算部分が加入員拠出に基づいて設計されている給付（例えば、支給率が加入員拠出金の額に基づいて設計されている場合等。以下、加入員拠出に基づく給付という。）を含む場合、加入員について、規約に定めている場合は例えば次の通りにすることができる。</p> <p>①一時金受給資格者</p> <p>加算部分の最低積立基準額 $<$ 加入員拠出に基づく給付金額のとき</p> <p>加算部分の最低保全給付 = 加入員拠出に基づく給付 = 加算部分の最低積立基準額</p> <p>②年金受給資格者</p> <p>加算部分の最低積立基準額 $<$ 加入員拠出に基づく給付の選択一時金額 のとき</p> <p>加算部分の最低保全給付 = 加入員拠出に基づく給付、加算部分の最低積立基準額 = 加入員拠出に基づく給付の選択一時金額</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>[加算部分における共通の記号]</p> <p>${}_n a_x^j$: 「厚生年金基金令第39条の3第3項に規定する予定利率及び予定死亡率を定める件(告示)」に示す予定利率、予定死亡率及び(基金)規約上の給付設計に基づいて計算されたn年据置終身年金現価率(*年確定年金現価率($a_{* }^j$))の場合も同様に扱う)</p> <p>* : (基金規約による)保証[残余]期間</p> <p>(i)年金受給者</p> <p>最低保全給付 $\times (a_{* }^j + {}_x a_x^j)$</p> <p>(ii)受給待期脱退者</p> <p>ア. 基準日における年齢が規約上の支給開始年齢以上の者</p> <p>最低保全給付 $\times (a_{* }^j + {}_x a_x^j)$</p> <p>イ. 基準日における年齢が規約上の支給開始年齢未満の者</p> <p>最低保全給付 $\times (v^{(s-x)} \times a_{* }^j + {}_{s+*-x } a_x^j)$</p> <p>(iii)加入員のうち年金受給資格者</p> <p>ア. 基準日における年齢が規約上の支給開始年齢以上の者</p> <p>最低保全給付 $\times (a_{* }^j + {}_x a_x^j)$</p> <p>イ. 基準日における年齢が規約上の支給開始年齢未満の者</p> <p>最低保全給付 $\times (v^{(s-x)} \times a_{* }^j + {}_{s+*-x } a_x^j)$</p>	<p>・例えば給付設計が、通増年金等であれば、その要素を年金現価率に加味させる。</p> <p>・基準日における選択一時金額との丈比べについては、財政検証時では行なわないことも可とする。</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>(iv)加入員のうち一時金受給資格者</p> <p>最低保全給付</p> <p>(v)その他の者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連合会基金規約に基づく基本加算年金相当額の受給資格者 <p>ア. 基準日における年齢が規約上の支給開始年齢以上の者</p> <p>最低保全給付 × $(a_{* }^j + {}_x a_{* }^j)$</p> <p>イ. 基準日における年齢が規約上の支給開始年齢未満の者</p> <p>最低保全給付 × $(v^{(s-x)} \times a_{* }^j + {}_{s+*-x } a_x^j)$</p>	
<p>第3-6-(2) 最低積立基準額の算定</p> <p>ーア (給付改善等を行った場合に最低保全給付から控除できる額に係る部分の計算方法)</p>	<p>○「給付改善等を行った場合に最低保全給付から控除できる額」の計算方法について</p> <p>上記により計算された最低積立基準額より下記により計算された未償却分を控除した額（マイナスの場合はゼロとする）を最低積立基準額とする。</p> <p>○第3-6-(1)-②-(ア)に相当する額を控除する場合</p> <p>未償却額</p> <p>= S × (加入員にかかる最低積立基準額 / 全体の最低積立基準額) × (全体の最低積立基準額 / 継続基準と同一予定利率による全体の最低積立基準額)</p> <p>ただし、財政検証時における（全体の最低積立基準額 / 継続基準と同一予定利率による全体の最低積立基準額）については、$\{ (1+i) / (1+j) \}^{20}$ (i=継続基準の予定利率、j=非継続基準の予定利率)の数值を用いることも可とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・左記「最低積立基準額」は、第3-6-(2)ーアに係る額（イの最低責任準備金は含めず）で、かつ未償却分の控除前のものを示している。 ・左記算式上の「加入員」とは、基準日における加入員のことを言う。なお、未償却額を控除する対象者を当該債務の発生時における加入員等に限定する場合には、実際の解散若しくは給付減額時の未償却額と異なる可能性があることに留意

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>ここに、</p> $S = \text{初期債務} \times \frac{\overline{a}_{\overline{N-n}}}{\overline{a}_{\overline{N}}} + \text{後発債務} \times \frac{\overline{a}_{\overline{N'-n'}}}{\overline{a}_{\overline{N}}} + \text{後発債務} \times \frac{\overline{a}_{\overline{N''-n''}}}{\overline{a}_{\overline{N}}} + \dots$ <p>初期債務：基金制度発足時（又は加算制度導入時）における数理債務額から適格年金等からの移行資産を控除した額</p> <p>後発債務：給付改善時における数理債務増加額から同時点での別途積立金取崩額及び適格年金等からの移行資産を控除した額</p> <p>$\overline{a}_{\overline{N}}$: N年確定年金現価率 (使用する予定利率は、それぞれの債務発生時にかかる財政計算で使用了なものとする。)</p> <p>N、N'、N'' : 予定償却年月数 n、n'、n'' : 制度発足日又は給付改善時からの経過年月数</p> <p>※上記Sは基準日における制度全体の特別掛金収入現価を上限とする。</p> <p>※算定された未償却額の控除は、給付区分（基本部分、加算部分等）毎に行う。すなわち、それぞれの未償却額を給付区分を超えて控除することはできない。（例えば、加算部分だけで見ると控除額がマイナスとなるため、このマイナス分を基本部分に充当することはできないということ）</p> <p>※算定された未償却額の控除は、加入員にか</p>	<p>すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 左記後発債務には、以下の債務も含めることができる。 事業所編入において、編入事業所が編入日以前の期間を通算することにより発生する債務（なお、実際の解散若しくは給付減額時における個人への当債務の振り分けについては、実際の償却方法等を配慮し決定すること） 弾力償却を行った場合においても、弾力償却を行わないものとしての経過年月数を使用する。

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>かる最低積立基準額からのみとし、受給権者等の最低積立基準額からは控除できない。</p>	
	<p>○第3-6-(1)-②-(イ)に相当する額を控除する場合</p> <p>未認識額 $= S \times (\text{加入員にかかる最低積立基準額} / \text{全体の最低積立基準額})$</p> <p style="text-align: center;">(注)</p> <p>ここに、$S = (\text{初期債務} \times \max(5-n, 0) / 5 + \text{後発債務} \times \max(5-n', 0) / 5 + \text{後発債務} \times \max(5-n'', 0) / 5 + \dots)$</p> <p>ただし、非継続基準の予定利率が上昇局面にあるなど、基準日時点の非継続基準の予定利率が初期債務及び後発債務算定時の非継続基準の予定利率を大きく上回る場合には、初期債務及び後発債務のそれぞれについて、 $\{ (1+i) / (1+j) \}^{20}$ <i>(i = 初期債務及び後発債務算定時の非継続基準の予定利率、j = 基準日時点の非継続基準の予定利率)</i> を乗ずるなど、未認識額を過大に見込まないよう留意が必要である。 なお、非継続基準の予定利率の動向によらず、上記調整を行うことも可とする。</p> <p>初期債務：基金制度発足時の最低積立基準額 後発債務：給付改善時における最低積立基準額の増加額</p> <p>n, n', n''：制度発足時又は給付改善時からの経過年数（1年未満切り捨て）</p> <p>(注) 初期債務が適年移行による場合は、下線部を「15 から平成 14 年 4 月 1 日から基準日までの年数を控除して 15 で除した額」とする</p> <p>※算定された未認識額の控除は、給付区分（基本部分、加算部分等）毎に行う。すなわち、それぞれの未認識額を給付区分を超えて控</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・左記「最低積立基準額」は、第3-6-(2)-アに係る額（イの最低責任準備金は含めず）で、かつ未認識分の控除前のものを示している。 ・左記算式上の「加入員」とは、基準日における加入員のことを言う。 ・左記後発債務には、以下の債務も含めることができる。 事業所編入において、編入事業所が編入日以前の期間を通算することにより発生する債務

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>除することはできない。(例えば、加算部分だけで見ると控除額がマイナスとなるため、このマイナス分を基本部分に充当することはできないということ)</p> <p>※算定された未償却額の控除は、原則として加入員にかかる最低積立基準額からのみとし、受給権者等の最低積立基準額からは控除できない。</p>	
<p>第3-7-(1) 積立上限額</p>	<p>○積立上限額は、以下の額とする。 積立上限額=MAX (①、②) × 1.5</p> <p>①数理債務+代行部分の総給付現価 －免除保険料の収入現価－政府負担金の現価</p> <p>・次の要件を満たす基礎率を用いて計算された当該事業年度の末日におけるもの</p> <p>ア. 予定利率： 当該事業年度の末日における下限予定利率</p> <p>イ. 予定死亡率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入員：0.0 ・加入員であった者又はその遺族(障害給付金の受給権者を除く。) <ul style="list-style-type: none"> 別表2 × 0.9 (男子) 別表2 × 0.85 (女子) ・障害給付金の受給権者(加入員を除く。) <ul style="list-style-type: none"> ：別表2 <p>ウ. その他の基礎率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数理債務： 前回の財政計算で用いた基礎率 ・代行部分の総給付現価、免除保険料の収入現価及び政府負担金の現価： 免除保険料の算定の基礎となる代行保険料率の算定で用いた基礎率 <p>・財政方式は、継続基準で採用している財政方式を用いる。</p>	<p>・財政検証の基準日の翌日に免除保険料が変更される場合は、「免除保険料」を「変更後の免除保険料」と読み替えて適用すること。</p> <p>・代行部分の総給付現価は、代行保険料率算定届出書と異なり、生年月日別の年金支給開始年齢を考慮した額とすることに留意すること。</p> <p>・『代行保険料率の算定に関する取扱いについて(平成7年3月30日 年発第1510号)』の(別紙)四(1)ア(以下「丈比べの経過措置」という。)を適用している場合は、丈比べする前の代行保険料率の算定で用いた基礎率であることに留意すること。</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>第3-7-(2) 積立上限額に係る 財政検証</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・数理債務の計算に使用する標準掛金収入現価の標準掛金率は、規約上の標準掛金率を使用する。 ・数理債務の計算における給付現価には、次回財政再計算までに発生する積立不足の予想額の現価は含めない。 <p>②最低積立基準額 当該事業年度の末日におけるもの</p> <p>○検証方法 数理上資産額>積立上限額の場合、掛金等の拠出制限を行う。</p> <p>○積立上限額の算定が不要の場合 次の場合、積立上限額を算定しないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数理上資産額< MAX (数理債務+③、②) × 1.5 <p>数理債務： 当該事業年度の末日における継続基準の数理債務</p> <p>ただし、次回財政再計算までに発生する積立不足の予想額を算定している場合は、当該予想額は控除する。</p> <p>③代行部分の総給付現価 －免除保険料の収入現価－政府負担金の現価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・免除保険料の算定の基礎となる代行保険料率の算定で用いた基礎率（予定利率及び予定死亡率を含む）を用いて計算された当該事業年度の末日におけるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・掛金等 控除前の掛金及び徴収金 ・給付区分特例を実施している基金についても積立上限額に係る財政検証は制度全体で行うこと。また、掛金等の控除方法（前詰方式・元利均等方式）は給付区分ごとに選択することはできず、制度全体で共通の控除方法とすること。 ・財政検証の基準日の翌日に免除保険料が変更される場合は、「免除保険料」を「変更後の免除保険料」と読み替えて適用すること。 ・代行部分の総給付現価は、代行保険料率算定届出書と異なり、生年月日別の年金支給開始年齢を考慮した額

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p><参考> 掛金等の拠出制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「過去期間代行給付現価（当該事業年度の末日におけるもの）＜①（ただし、数理債務を除いた額）」と判断した場合には、③を過去期間代行給付現価の額に置き換えることができる。 ○③の算定及び「過去期間代行給付現価＜①（ただし、数理債務を除いた額）」の判断が不要の場合 「数理上資産額＜②×1.5」の場合は、③の算定及び「過去期間代行給付現価＜①（ただし、数理債務を除いた額）」の判断を不要とすることができる。 ○積立上限超過額がある場合の掛金等の控除方法 	<p>とすることに留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丈比への経過措置を適用している場合は、丈比を算定する前の代行保険料率の算定で用いた基礎率であることに留意すること。 ・給付区分特例を実施している基金は、給付区分ごとに規則第47条の2を読み替え適用して算定した額（給付区分ごとの積立上限額が給付区分ごとの資産額を超過した額。以下、「給付区分ごとのみなし控除額」という。）を算定し、当該額が零を上回る給付区分から控除すること。給付区分ごとのみなし控除額が零を上回る給付区分が複数ある場合は、当該給付区分ごとのみなし控除額の比率により按分した額を控除対象として、控除対象給付区分ごとに控除すること。

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>(1) 掛金等の控除方法 (イメージ)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>当該事業年度の末日の属する年の翌年の4月の掛金等の額から控除する場合</p> </div> <p>① 第1号方法 (前詰方式)</p> <p>ア. 1回の掛金等で、控除開始時点での上回った額 (利息を含む) すべて控除できる場合</p> <p style="margin-left: 40px;">①に対する利息相当額</p> <p style="text-align: center;">(3月末) (3月末) 4月分掛金等 150</p> <p>イ. 1回の掛金等で、控除開始時点での上回った額 (利息を含む) をすべては控除できない場合</p> <p style="margin-left: 40px;">①に対する利息相当額</p> <p style="margin-left: 40px;">未控除額③に対する利息相当額</p> <p style="text-align: center;">(3月末) (3月末) 4月分掛金等 (150) 5月分掛金等 (160)</p> <p>② 第2号方法 (元利均等方式)</p> <p style="margin-left: 40px;">①に対する利息相当額</p> <p style="text-align: center;">(3月末) (3月末) ← 掛金等の控除期間 → </p> <p>・翌々事業年度の末日までの期間において控除</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基金規則第47条の2及び3 ・基金規則第47条の2第1項第1号の方法 ・利息相当額の計算に用いる利率は、積立上限額の算定に用いた予定利率 ・1回の掛金等で控除しきれない場合、2回目の掛金等から控除するとき、未控除額③56に対して利息がかかる。 4月分掛金等150は全て控除される。 ・2回でも控除しきれない場合は、3回目以降の掛金等から控除する。 以下同様。 ・基金規則第47条の2第1項第2号の方法 ・控除対象②103を、均等に掛金等より控除する。 ・A：積立上限額算定の予定利率、 控除期間N、 払込回数n回の 確定年金現価率 ・基金規則47条の3

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>する。</p> <p>このケースでは、当該事業年度の末日の属する年の翌年の4月の掛金等の額から控除するため、1年間の控除期間となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎月の掛金等より控除するが、③>（控除前の掛金等）の場合は、控除前の掛金等が控除額となる。 <p>(2) 控除方法 掛金等の控除は、規約で定めるところにより控除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 方法 第1号方法又は第2号方法 控除開始年月 遅くとも当該事業年度の末日の属する年の翌年の4月の掛金等の額から控除を開始する。 控除後の掛金等の額 控除後の掛金等の額は、加入員が負担する掛金等の額が事業主が負担する掛金等の額を上回らないものであること。 ただし、免除保険料額の合計額については、加入員及び事業主が、それぞれ掛金等の半額を負担するものであること。 前詰方式・元利均等方式ともに、控除対象掛金を合理的に予測し、あらかじめ控除後の掛金を規約に定めることを原則とする。 <p>(3) 控除対象掛金</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準掛金、特別掛金、特例掛金が対象となる。 また、原則として掛金等の控除は、特別掛金あるいは特例掛金から優先して控除する。 	<ul style="list-style-type: none"> 一度控除すると決定した額については、次年度の財政検証に係らず、控除は継続する。 控除後の掛金額が免除保険料率相当額を下回ることも可能。
<p>第3—8 財政検証の方法</p>	<p>○毎事業年度の末日を基準日として次の検証を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 純資産額が責任準備金の額を下回っていないか。 純資産額が最低積立基準額又は最低責任準備金の105%のいずれか大きい額を下回っていないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 以下の各年度の末日においては下記の率を最低積立基準額に乗じて検証する。 平成24年度末：0.92 平成25年度末：0.94 平成26年度末：0.96 平成27年度末：0.98

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
第3—9—(2) 年金数理人の確認	<p>○「財政運営の健全性確保のための早期見直しの必要性」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積立水準の検証により、特に恒常的な不足要因が存在するなど年金数理人が必要と認めるときは、基金に財政運営の見直しを助言する。 <p>○財政検証結果の確認を行った際には、基金あてに確認内容を所見にして提出すること。</p>	<p>第4—1—(3)—オ、カ参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・附属明細書とは、「貸借対照表附属書」「損益計算書附属書」を指す。